底魚一本釣り漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底魚一本釣り漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上60トン未満で許可証に 記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域 (孀婦岩と北之島との中間線 (北緯 28 度 30 分 (測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。) の線をいう。) から南側の小笠原諸島地先海面をいう。) とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

別 表

許可等をすべき 船 舶 等 の 数	漁業	を	営	む	者	の	資	格
2隻	東京都島し 所の所在地 船法施行規 規定すること	が東京都 則(昭和 たる根拠	3島しょ 1 25 年月	区域にる 農林省令	あり)、た 3第 95	かつ、船 号)第 1	舶根拠均 L 条第 9	也(漁 項に

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和7年12月1日から同月15日までとする。